

# 認可地縁団体 高尾台町会 平成30年度 第2回 役員会議事録

日 時 : 平成30年12月16日(日) 15:00~17:15  
場 所 : 高尾台町会会館1階ホール  
役 員 数 : 55名  
出 席 者 数 : 49名(本人出席30名 委任状提出19名 出席者名簿別添 参照)  
成 立 定 足 数 : 19名(1/3)

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

委任状出席を含み、総役員数の1/3以上の出席者があり、町会会則第15条に基づき役員会が正式に成立したとの報告のあと、司会総務・西村 恵が開会を宣言した。

### 2. 町会長挨拶

町会長 片岡 重人が挨拶を行った。

### 3. 議事録署名人の選出

町会会則16条により議長は町会長が就任し、議事録署名人の選出について諮ったところ、出席者より議長一任の声があり、1丁目 田形 謙二氏、2丁目 越野 外美夫氏の両氏が推薦され承認された。

### 4. 議案審議

#### 1) 自主防災会組織変更について (高尾台防災会活動の改善提案)

説明: 相談役・防災会 清水 義博

高尾台町会の三大事業であるバーベキュー大会、盆踊り大会、社会体育大会と同様に防災活動を位置づけ、継続して活動する「しくみ」に改め、当町会の防災力強化に繋げることを目的に改善提案を行いますので審議をお願いしたい。

具体的な改善内容

1. 従来組織は「非常時の避難所運営組織」であることから、高尾台町会事業として平常時の防災力強化活動を行う仕組みとするため、町会役員に防災委員を設け毎年度の事業計画と事業予算の中で活動し定例総会で事業報告・決算報告を行う。
2. 防災委員は、各班より1名選出し30名を置く。
3. 防災委員は、防災丁目班長(副会長)のもとで、班長と力を合わせ、班内のリスク、世帯構成等に精通し班内の防災力強化を平常時に行い、非常時の対応に備える。
4. 改善に伴い「自主防災規約」を「防災活動方針」に改め補足・修正を行い、新たに防災

委員になる方が組織と自らの役割を理解することに資する。

5. 平常時の活動は、年5回の防災会議及び防災勉強会、丁目単位で実施する「向う三軒両隣懇談会」(計3回)と、町会行事での防災訓練・啓蒙及び伏見台校下防災会防災訓練への参加協力とする。
6. 平常時の活動目的は、①高尾台町会(地域)を知る、②適切な情報の収集・伝達のしくみづくり、③日頃からの備えを確実に実行、④要支援者支援体制づくり、⑤関係機関との連携構築、⑥避難所運営体制づくり、でありP D C Aを回す役割分担(P:役員会、D:防災懇談会、C:防災勉強会、A:防災会議)により実現する。「生きた自主防災高尾台」(I D P T)は、各活動をサポートする。I D P Tメンバーは、従来通り公募で募集し町会長を補佐するスタッフとして防災知識・経験を町会内に蓄積する役割を担う。
7. 運営は、その内容・役割が異なることから非常時の「避難所運営組織」と平常時の「防災力強化活動組織」の両建ての組織運営を行う。

本件改善提案は、次の審議事項である「町会則改定・防災方針制定について」と同一のものであることから、引き続き説明をしたあとに審議をお願いしたい。

## 2) 町会則改訂・防災方針制定について

説明: 相談役 永山 順一

平成30年6月の第1回役員会で、町会組織として「自主防災会」が町会則に記載されていないことが、町会と一体である自主防災会活動の広がり支障をきたしている兆候があるとのことで、町会則第8条(町会の組織)に「自主防災会」を記載する町会則改訂案を定例総会の審議事項としてご承認頂きました。しかしながらその後も「自主防災会」及び「生きた自主防災高尾台」で防災活動を展開し防災懇談会等で出された皆さまの意見を集約すると只今清水相談役より説明のあった「高尾台防災会活動の改善提案」となりました。この改善案に伴い町会則改訂の審議事項を以下のように変更したく審議をお願いします。

変更する町会則改定審議事項内容

町会則第8条(町会の組織)の条文追加「自主防災会を組織体として明記」は行わず、町会則第9条(町会の役員)に防災委員を設置する条文を追加する。

1. 本町会には、次の役員を置く。

⑰ 防災委員 30名

2. (役員の仕事)

⑰ 防災委員は、町会各種行事に参加し防災力強化活動を行う。

3. (役員の選任)

但し、相談役は、……

防災委員は、各班より1名を選出する。

4. (役員の任期)

① 役員の任期は、2年とする。

但し、・・・・・・防災委員の任期は、1年とする。

防災委員は、原則、班長を兼ねることはできない。また、再任を妨げない。

#### 防災方針制定

新たに防災委員になる方が組織と自らの役割を理解することに資する「防災活動方針」を制定し、非常時の「避難所運営組織」と平常時の「防災力強化活動組織」を明示する。

意見：町会役員のみ手が少ない現状において30人の防災委員を募るのは厳しいのではないか。

意見：班単位での防災活動の必要性は理解できるが、班長と防災委員を兼任できないのは現実的ではない。班によっては世帯数が少なく班長でさえも数年毎に回ってくるのに防災委員を別に選ばなければならないのは無理である。兼任を認めるべきだ。

回答：相談役 永山 順一

ここ数年間に亘り防災活動を展開して来て、第1に重要なのは自助、その次に地域の防災力を上げる良好な共助のしくみであることが解りました。良好な共助のしくみは、顔の見えるお付き合いがなければ醸成されず、小さなコミュニティで実践されます。町会が行う平時の防災活動は、共助のしくみを必要とする向こう三軒両隣等のお手伝いであり班単位での取組が不可欠です。毎年班長さんには防災事業に参加して頂いておりますが班固有の防災情報を蓄積し備えをしている例は皆無に近い状況です。そこで班長と力を合わせ、班内のリスク、世帯構成等に精通し班内の防災力強化を平常時に行い、非常時の対応に備える防災委員が必要となります。防災委員は1年任期ではありますが班内の固有の諸事情に精通する等役割を考えると再任され継続して頂くほうが好ましいとも言えます。班により選任する事情は様々であると考えられますが、「原則として」班長と兼任できないと規定することが、良好な共助のしくみの基礎となります。

追加説明：相談役 永山 順一

平成31年度定例総会で承認をお願いする事項であることから、実際に防災委員を選任するのは平成31年度後半に行われる次期町会役員改選時期になります。従って平成31年度の防災活動は班長が中心となって頂き進めることとなります。

特段の異議なく承認され、平成31年定例総会の審議事項とすることになった。

### 3) 除雪体制について

説明：除雪部長 梅沢 義典

昨年までの三洋建設1社での除雪体制では、大雪になった際、金沢市の要請を優先しなければならず3～6日間は全く高尾台町内の除雪をして頂けない状況となることから、本年度は委託業者を従来の三洋建設に加え、新たに城北建設を追加して2社体制とする。選定理由は他の業者を確認したが、商業施設等で20cm積もったら除雪などを行う場合、月当りの契約金は

約10万円と実費除雪費用となることから当町会の広さを考えると費用が莫大になるため、基本料金が無くてもお願いできる建設会社で探したところ城北建設が該当した。

町内で除雪機を所有する賛助会員企業に対して施設周辺の除雪を依頼したが「好意」であるため除雪範囲や日時等については双方で協議しながら実施して頂くことになっている。町会に大型駐車場を有する商業施設は、契約している除雪業者より前面道路に関しては「金沢市の管轄のためできない」と言われているとの回答であった。今後継続して協議する予定。

意見：委託業者の除雪作業の能力や事故等損害補償は大丈夫なのか。

回答：除雪部長 梅沢 義典

三洋建設は、対物対人に関しては保険に契約済み。本年の大雪を受けて除雪機は今まで通りだが人員を増やした。

城北建設は、対物対人に関しては保険に契約済み。本年の大雪を受けて除雪機を1台増やす。本年1月、2月の大雪の時も3町会と市からの要請を受けたが、大雪から2日間ですべて終わっている。

意見：除雪作業に係る事故等損害補償については、委託業者で補償できないものは除雪積立金の適用も考慮する必要もあるのではないか。

意見：金沢市担当の除雪路線が一部変更されているので留意して除雪作業を進めてほしい。

意見：業者に委託する町会除雪は大切だが、町会員による初期除雪が最も効果があり近隣協力のもとで行ってほしい。通学路（歩道）の確保にも協力してほしい。

特段の異議はなく、概ね報告どおり体制で行うことが了承された。

#### 4) 町会会館館内照明LED化について

説明：町会長 片岡 重人

6月の第1回役員会で、特別会計・修繕費積立金を使用して行うこと、第2回役員会に見積書を提示して工事詳細を決定することを決議しましたが、①蛍光灯+非常灯+誘導灯の全部LED化工事を実施すると100万円、②蛍光灯のみのLED化工事を実施すると67万円となります。町会会館の築年数（15～6年）と蛍光灯が製造されなくなることを考えると時期的に全面交換が適当であり、多少であるがランニングコストの軽減が図れますので平成31年度予算に会館維持費としてLED化工事費100万円を計上し、特別会計である修繕積立金より同額を振替支出します。よって平成31年度定例総会の決議をもって工事を行います。

特段の異議なく承認され、平成31年度予算に計上されることとなった。

## 5) 町会会館への携帯電話配備について

説明：副会長 越野 外美夫

現在、役員班長等への災害情報やイベント開催情報等の連絡は、①パソコンメール、②携帯電話メール、③電話連絡（携帯電話又は加入電話）によって行っているが、町会員の要望でこれに携帯電話による「ショートメール」を加えたい。そこで町会会館に携帯電話を配備することを提案したい。コストは、携帯電話の機種をスマートフォンすると契約時 41,000 円、毎月 1,700 円（通話料別）となる。場合によっては、固定電話との交換（解約）によりコスト負担の軽減を図る手段もある。

意見：複数に連絡手段を持つことは、緊急時に際して重要なことであるから賛成であるが、携帯電話は災害時に不通になる可能性が高いことが報告されているから、携帯電話に絞った導入はしない方がよい。

追加説明：導入にあたっては、来期の役員班長等の「個人情報取扱同意書」にショートメール利用可の事項を追記し、希望が少ない場合は見送るが、要望があるようであれば平成 31 年予算に会館維持費をして計上する。

意見：携帯電話端末に個人情報が収容されるので、管理をしっかりと行ってほしい。

意見：緊急連絡手段として P C メールを指定したのに、今まで連絡が来たことがない。活用して欲しい。

回答：ルール化を図り連絡方法全般の運用方法を検討します。

特段の異議なく承認され、平成 3 1 年度予算に計上されることとなった。

## 6) 高尾台町会会館 清掃業者の変更について

説明：町会長 片岡 重人

清掃に関する予算及び清掃回数を変更することなく町会員関係者の清掃業者に変更したい。

特段の異議がなく、提案どおり了承された。

## 5. 報告事項

### 1) 予算執行状況について

説明：総会計 川原 利治

収入に関しては、集金分は予算通り収納されており、振込分は予算を上回る収納状況であることから増収になる見込みである。

支出に関しては、行事等の中止や多少の計画変更があったが、全体として概ね計画どおりに

執行されている。バーベキュー大会中止により第1回役員会で承認されたバーベキュー台20台の追加購入は完了している。

慶弔費に関しては、町会則で定められた「町会員が逝去したときに慶弔金を贈呈する」以外の支出は、役員会の承認を得ることとなっています。以下の支出を承認願います。

#### 慶弔費の支出承認

慶弔費 摘要	収入金額	支払金額	差引残高
予 算	200,000 円		200,000 円
香典 8 件及び香典袋		80,346 円	
高尾禪ヶ峯神社 春季神撰料		10,000 円	
高尾よろまい会 盆踊り花代		50,000 円	
高尾禪ヶ峯神社 秋季神撰料		10,000 円	
高尾禪ヶ峯神社 新年お神酒代	予定	4,500 円	55,154 円
支出合計		154,846 円	

## 2) 個人情報保護法の対応について

説明：相談役 永山 順一

個人情報保護法対応の一番のメインである定例総会資料の個別管理は、管理簿等により徹底され実施しています。平成30年度定例総会資料は、772冊作成・受入され、本日現在77冊の残高があることを報告します。

町会会館事務所・PCで保管している個人アドレスに関しては、長年に亘り保有データが蓄積され件数が増えていく状態でありましたが、本日、個人情報保護法対応開始後の平成30年度役員班長分以外のは削除し町会長に確認して頂きました。

今後の具体的施策として、①町会管理PC及び個人情報収納ファイルのパスワード管理の厳格化を図り毎年変更することえをルールとする予定です。同時に町会管理PCのハードデスク更改を実施しドキュメントの整理を行い次回役員会の実施状況を報告します。

質問：個人の携帯電話に登録されている町会役員等の電話番号はどうすれば良いか？

回答：相談役 永山 順一

携帯電話に登録されているものは、該当役員と所有者の信頼関係で登録されているものと推測されますので、所有者が責任をもって管理して下さい。

## 3) 資源回収奨励金について

説明：町会長 片岡 重人

先般の伏見台校下町会連合会 町会長会議で、支給初年度にあたる今年は、平成29年度下期平成30年度上期・下期の3期分を今期中に、当初通知された不燃物ゴミステーション按分ではなく、世帯数按分で支給するとのことである見込みです。

#### 4) 各部・委員 活動報告

各部長等より活動実績が報告された。

天候により一部の行事が中止されたが、各部とも事業計画は計画どおりに進捗されている。  
各丁目副会長より次期役員班長選出状況が報告された。

来期役員班長等の選出については概ね内諾に至っている。

#### 5) 平成30年度 町会新年会実施計画

説明：町会長 片岡 重人、副会長 越野 外美夫

- ・開催日時 平成31年2月9日(土) 19時00分～
- ・会場 金沢国際ホテル フォレストフォート
- ・締切日 平成31年1月14日(参加希望者は各班長へ申込み書を提出)
- ・詳細は案内(全戸個別回覧)を参照のこと

#### 6) 今後の日程について

① 役員班長連絡会	12月16日(日)	高尾台町会会館
② 伏見台町会連合会 町会長会議	12月18日(火)	伏見台公民館
③ 役員班長連絡会	1月27日(日)	高尾台町会会館
④ 新年会	2月9日(土)	金沢国際ホテル
⑤ 役員班長連絡会	2月24日(日)	高尾台町会会館
⑥ 新旧班長引会	2月24日(日)	高尾台町会会館
⑦ 平成30年度決算	2月28日(木)	
⑧ 新旧役員引継	3月3日(日)	高尾台町会会館
⑨ 会計監査	3月3日(日)	高尾台町会会館
⑩ 総会資料 配布	3月9～10日	高尾台町会会館
⑪ 定例総会	3月17日(日)	高尾台町会会館
⑫ 新旧役員交歓会	3月30日(土)	野ふーど

#### 6. その他

平成31年度定例総会準備

各役員・部長は、今期事業報告及び来期予算の提出準備をお願いします。

以上の決議を確認するため本議事録を作成し、これに記名押印する。

平成30年12月16日(日)

認可地縁団体 高尾台町会 平成30年度 第2回 役員会